

「県立学校自動販売機設置事業」募集要領

[令和7年度一般競争入札]

○ 申込受付期間

令和8年1月28日(水)から

令和8年2月9日(月)まで

○ 入 札 日

令和8年3月4日(水)

令和8年3月6日(金)

広島県教育委員会事務局管理部施設課

目 次

入札申込みから自動販売機設置までの流れ	1
「県立学校自動販売機設置事業者」募集要領(一般競争入札)	3
1 募集概要	3
(1) 事業の名称	
(2) 事業の目的	
(3) 貸付物件等	
(4) 募集の仕様	
(5) 貸付期間	
(6) 契約の方法【重要事項説明】	
(7) 貸付料(年額)	
2 入札の方法等	4
3 使用する言語、通貨及び単位	4
4 入札の日時等	4
(1) 入札日時	
(2) 入札場所	
(3) 入札の受付等	
5 入札参加資格	4
6 入札参加に関する留意事項	5
(1) 入札保証金	
(2) 入札の無効	
(3) 入札の執行	
(4) 入札書の記載方法等	
(5) 入札者の持参するもの	
(6) 落札者の決定	
(7) 入札の結果	
(8) その他	
7 契約手続	6
(1) 契約の締結等	
(2) 契約保証金	
8 募集に関する質問の受付及び回答	6
9 入札参加資格（入札申込み）の確認	7
(1) 申請書類の提出	
(2) 入札参加資格確認結果の通知	
(3) 入札参加資格がないとされた場合の理由説明	
10 貸付料の支払方法	7
11 その他の留意事項	8
(1) 自動販売機設置事業関連規定の遵守	
(2) 自動販売機の設置方法等	
(3) 自動販売機設置に係る経費	

- (4) 自動販売機の設置に伴う承認等
- (5) 自動販売機の撤去
- (6) 貸付料の返還
- (7) 自動販売機設置事業者の責任

入札申込みから自動販売機設置までの流れ

① 「県立学校自動販売機設置事業者」募集要領の交付

交付期間：令和8年1月28日(水)から令和8年2月9日(月)まで

午前8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時を除く。）

※ 土曜日、日曜日は交付を行いません。

交付場所：広島県教育委員会事務局管理部施設課管財係（広島市中区基町9番42号）【広島県庁東館5階】

入手方法：交付場所で直接受け取るか、広島県のホームページからダウンロードして入手してください。

※ 物件ごとに仕様が異なりますので、内容をよく御確認ください。

※ 現地見学は、各自で該当施設に連絡をした上で行ってください。

② 募集要領に関する質問の受付及び回答

質問受付：令和8年1月28日(水)から令和8年2月25日(水)まで

午前8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時を除く。）

※ 土曜日、日曜日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は受付を行いません。

※ 質問に対する回答は、広島県ホームページにおいて公表します。

③ 一般競争入札参加資格確認申請（入札申込）

受付期間：令和8年1月28日(水)から令和8年2月9日(月)まで

午前8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時を除く。）

※ 土曜日、日曜日は受付を行いません。

受付場所：広島県教育委員会事務局管理部施設課管財係（広島市中区基町9番42号）

【広島県庁東館5階】

④ 入札の日時及び場所

入札日時

物件番号① 令和8年3月4日（水） 午前10時00分

物件番号② 令和8年3月4日（水） 午前10時30分

物件番号③ 令和8年3月4日（水） 午前11時00分

物件番号④ 令和8年3月4日（水） 午前11時30分

物件番号⑤ 令和8年3月4日（水） 午後3時30分

物件番号⑥ 令和8年3月4日（水） 午後4時00分

物件番号⑦ 令和8年3月4日（水） 午後4時30分

物件番号⑧ 令和8年3月6日（金） 午前10時00分

物件番号⑨ 令和8年3月6日（金） 午前10時30分

物件番号⑩ 令和8年3月6日（金） 午前11時00分

物件番号⑪ 令和8年3月6日（金） 午前11時30分

※ 入札時間は物件番号ごとに異なりますので、御注意ください。

※ 全ての物件（物件番号①から⑪）に入札参加することができます。

場所：広島県庁本館地下1階第1入札室（広島市中区基町10番52号）

⑤ 契約説明

落札者決定後、落札者に対して契約内容を説明します。

⑥ 契約の締結

契約締結期限：落札者決定後 5 日以内

⑦ 貸付料の支払

貸付料は、一年分を毎年 4 月 30 日までに広島県が発行する納入通知書により金融機関に納付していただきます。

⑧ 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（4 年間） ※ 更新はありません。

⑨ 自動販売機設置

自動販売機の設置については、令和 8 年 4 月 1 日（午前 8 時 30 分）以降とさせていただきます。ただし、各校長と自動販売機設置事業者との協議の上、設置時間等を変更する場合があります。

「県立学校自動販売機設置事業」募集要領

(一般競争入札)

広島県では、次のとおり本事業における飲料用自動販売機を設置する事業者を募集します。

この要領に基づき、飲料用自動販売機を設置する法人又は個人を対象に、一般競争入札により自動販売機設置事業者を決定します。入札に参加を希望される方は、この要領のほか、「県立学校自動販売機設置事業」に係る仕様書、別紙【資料1】学校（施設）別仕様書、入札公告、定期建物賃貸借契約書（案）、土地賃貸借契約書（案）及び関係法令等を御承知の上、お申し込みください。

1 募集概要

(1) 事業の名称

県立学校自動販売機設置事業

(2) 事業の目的

県有資産を有効活用することにより、新たな歳入を確保するため、県立学校の生徒及び職員へ飲料（清涼飲料水。酒税法（昭和28年法律第6号）第2条による酒類及びその類似品を除く。）を提供する自動販売機を設置することとし、県有財産を一定期間貸付けるものです。

(3) 貸付物件等

貸付物件数 11（施設数42 施設96箇所）

貸付物件の詳細は「12 貸付物件一覧表（P 9）」及び別紙「県立学校自動販売機設置事業」に係る仕様書及び別紙【資料1】学校（施設）別仕様書のとおりです。

(4) 募集の仕様

別紙「県立学校自動販売機設置事業」に係る仕様書及び別紙【資料1】学校（施設）別仕様書のとおりです（令和6年度における各学校（施設）の容器種別毎の自動販売機1台当たりの平均売上本数（現設置事業者の申告によるもの）及び光熱水費等について、記載しておりますので、参考にしてください。）。

(5) 貸付期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで（4年間）（※更新はありません。）

(6) 契約の方法【重要事項説明】

建物内への設置については、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の定期建物賃貸借契約によるものとし、土地への設置については、民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく土地賃貸借契約によるものとします。土地への設置については、借地借家法の適用はありません。

また、契約の更新はありません。

なお、広島県が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、自動販売機設置事業者（落札者）が貸付条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他広島県が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがあります。

(7) 貸付料（年額）

自動販売機設置期間中の貸付料（年額）は、落札価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とします。

なお、貸付料（落札価格）には光熱水費等は含まれないものとします。

2 入札の方法等

一般競争入札により落札者を決定します。（入札は、物件番号ごとに行います。）

なお、全ての物件（物件番号①から⑪）に入札参加することができます。

3 使用する言語、通貨及び単位

言 語：日本語

通 貨：日本国通貨

単 位：日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位

4 入札の日時等

(1) 入札日時

物件番号①	令和8年3月4日（水）	午前10時00分
物件番号②	令和8年3月4日（水）	午前10時30分
物件番号③	令和8年3月4日（水）	午前11時00分
物件番号④	令和8年3月4日（水）	午前11時30分
物件番号⑤	令和8年3月4日（水）	午後3時30分
物件番号⑥	令和8年3月4日（水）	午後4時00分
物件番号⑦	令和8年3月4日（水）	午後4時30分
物件番号⑧	令和8年3月6日（金）	午前10時00分
物件番号⑨	令和8年3月6日（金）	午前10時30分
物件番号⑩	令和8年3月6日（金）	午前11時00分
物件番号⑪	令和8年3月6日（金）	午前11時30分

(2) 入札場所

広島県庁本館地下1階第1入札室（広島市中区基町10番52号）

(3) 入札の受付等

入札の受付は、入札開始時刻の5分前から行います。一度会場に入場されると入札終了までは退場することができません。

なお、入札開始時刻には、入札会場を閉鎖します。遅れて来られた方は、入札に参加することができませんので、御注意ください。

入札終了後、落札者の方に契約説明を行います。申込者又は代理人が必ず出席してください。

5 入札参加資格

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件事業の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体又はその構成員でないこと。
- (5) 法人にはあっては広島県内に本社、支社、営業所等を有し、個人にはあっては広島県内で事業を営み、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営した実績を3年以上有していること。
- (7) 広島県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 入札参加に関する留意事項

(1) 入札保証金

免除します。

(2) 入札の無効

次に該当するときは、その入札は無効とします。

ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。

ウ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。

エ 入札者が2以上の入札をしたとき。

オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき。

カ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為があったとき。

キ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

ク 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。

ケ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。

(3) 入札の執行

ア 代理人が入札する場合には、入札前にその代理権を証する書面（以下「委任状」という。）を提出していただく必要があります。ただし、別途、有効期間の記載のある委任状を作成されており、当該有効期間が入札の時期を含む場合は当該有効期間のある委任状によることも可能です。

イ 入札執行中における入札辞退は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札執行者に直接提出してください。

ウ 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか入札室の出入りは禁止します。

エ 入札執行中は、入札者の私語、放言等を禁止します。

オ 入札室には、入札に必要な者以外は入室できません。

カ 入札書類は、本要領別紙「県立学校ほか自動販売機設置事業」様式集（以下「様式集」という。）の入札書（様式第1）、入札辞退届（様式第2）、及び委任状（様式第3。アのただし書の場合を除く。）を使用してください。

(4) 入札書の記載方法等

入札書には、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含めた年額（1年間分）の貸付料を記載してください。内訳に建物、土地の記載がある物件については、必ず内訳金額を記載してください。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含めた金額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）を入札書に記載してください。

(5) 入札者の持参するもの

ア 印鑑（入札参加資格確認申請書で使用した実印、代理人の場合は委任状に押印した代理人使用印）

イ 筆記用具（黒又は青の万年筆又はボールペン）

ウ 委任状（代理人によって入札する場合）

(6) 落札者の決定

ア 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いの下で行います。

イ 落札者は、次の方法により決定します。

（ア）広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、広島県が予定する年額（1年間当たり）の貸付料（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

（イ）開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。当

該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

ウ 落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

エ 入札価格が予定価格を下回った場合は、失格となります。

(7) 入札の結果

開札した場合に、落札者があるときはその者の名称及び金額を、落札者がないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。

(8) その他

落札者は落札額に係る学校（施設）別の内訳について、広島県に提出してください。

（詳細は落札者に別途指示します。）

7 契約手続

(1) 契約の締結等

ア 落札者は、入札の日から5日以内に、建物内の設置については、別添資料「定期建物賃貸借契約書（案）」に基づき広島県と自動販売機設置に係る定期建物賃貸借の契約を、土地については、別添資料「土地賃貸借契約書（案）」に基づき土地賃貸借の契約（借地借家法の適用はありません。）を締結していただきます。

（ア）契約は、「落札者」名義で締結することとなります。

（イ）契約に先立ち、様式集の財産借受願（様式第6）を広島県に提出してください。

（ウ）契約の締結に係る一切の費用（印紙代等）は、落札者の負担となります。

イ 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。

ウ 契約書を作成し、各自その1通を保有するものとします。

(2) 契約保証金

広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第4条所定の要件を満たす場合、免除します。

8 募集に関する質問の受付及び回答

この募集要領等に関する質問は、次のとおり受け付けます。

受付期間	令和8年1月28日（水）から令和8年2月25日（水）まで 午前8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時を除く。） ※ 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は受付を行いません。
提出方法	様式集の県立学校自動販売機設置事業に関する質問書（様式第4）に記入の上、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出してください。郵送の場合は、上記の期限までに必着するようお願いします。なお、質問書を提出される場合は、事前に下記提出先に記載の連絡先へ連絡してください。 注）郵送とは、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれに準ずるものに限ります。
提出先	広島県教育委員会事務局管理部施設課管財係 〒730-8514 広島市中区基町9番42号 電話（082）513-4943 ファクシミリ（082）223-6341 電子メール shisetsu@pref.hiroshima.lg.jp

提出された質問への回答は、令和8年2月27日（金）までに広島県ホームページにおいて公表します。

9 入札参加資格（入札申込み）の確認

この入札に参加を希望される方は、事前に入札参加資格の有無について広島県の確認を受ける必要があります。

(1) 申請書類の提出（提出部数各1部）

受付期間	令和8年1月28日(水)から令和8年2月9日(月)まで 午前8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時を除く。） ※ 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は受付を行いません。		
提出方法	様式集の入札参加資格確認申請書（様式第5）に必要事項を記入・押印し、持参又は郵送等により申し込んでください。 郵送等の場合は、上記の期限までに必着するようお願いします。		
提出書類	事項	法人	個人
	① 入札参加資格確認申請書（様式集様式第5） *入札参加希望一覧表（様式集18ページから22ページまで）要添付	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	② 身分証明（市町村発行のもの）		<input type="radio"/>
	③ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	<input type="radio"/>	
	④ 確定申告書（写）		<input type="radio"/>
	⑤ 印鑑証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	⑥ 広島県税の納税証明書（広島県税についての滞納がない旨の証明）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	⑦ 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3、その3の2、その3の3のいずれか）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	⑧ 設置する自動販売機のカタログ（販売商品・単価含む。）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	⑨ 誓約書（様式集様式第9）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
提出先	前記8の提出先に同じ。		

※ ②、③、⑤、⑥及び⑦については、発行後3か月以内の原本とする。

(2) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果の通知は、確認申請をされた方に対して書面により通知します。

(3) 入札参加資格がないとされた場合の理由説明

入札参加資格がないと通知された方は、書面により次のとおり理由の説明を求めることができます。

受付期間	令和8年2月17日(火)から令和8年2月19日(木)まで 午前8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時を除く。） ※ 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は受付を行いません。
提出方法	説明要求の書面（様式自由、要代表者印）により、持参又は郵送により申し込んでください。 郵送の場合は、上記の期限までに必着するようお願いします。
提出先	前記8の提出先に同じ。
回答期限	令和8年2月24日(火)

10 貸付料の支払方法

- (1) 落札者は、広島県の発行する納入通知書により、毎年4月30日までに、納付していただきます。その年度に属する貸付料（1年間分の貸付料）を広島県に支払わなければなりません。ただし、当該年度の納期限前までに賃貸借期間が終了（解除を含む。）した場合は、広島県の指定する日までに支払うものとします。
- (2) 契約締結後、貸付料の支払が指定期日までに行われなかった場合には、延滞料の支払を申し受けるとともに、契約を解除することができますので、御注意ください。

11 その他留意事項

(1) 自動販売機設置事業関連規定の遵守

広島県と本件自動販売機設置事業に係る定期建物賃貸借契約又は土地賃貸借契約を締結した落札者（以下「自動販売機設置事業者」という。）は、当該契約に定める事項のほか、この要領及び「県立学校自動販売機設置事業」に係る仕様書、学校（施設）別仕様書に定める事項について遵守しなければなりません。

(2) 自動販売機の設置方法等

具体的な自動販売機の設置方法等については、各校長と自動販売機設置事業者が協議の上決定します。

(3) 自動販売機設置に係る経費

自動販売機の設置、撤去、維持管理（光熱水費等）及び原状回復に関する一切の経費（副メーター、コンセントのない箇所へのコンセント等の設置及び撤去を含む。）は、自動販売機設置事業者の負担とします。

(4) 自動販売機の設置に伴う承認等

自動販売機設置事業者は、自動販売機の設置に当たっては、自動販売機設置承認申請書（様式第7）に自動販売機の設置内容（設置場所、台数・規格・定格消費電力、商品明細、使用済容器回収ボックス等）を記載の上、各校長に提出し、承認を得る必要があります。また、承認を得た自動販売機の内容の全部又は一部を変更する場合も同様の手続となります。

(5) 自動販売機の撤去

自動販売機設置事業者は、広島県が定める自動販売機台数を満たさなければなりません。

なお、契約期間の満了等により、賃貸している面積を広島県に返還する場合は、様式集の借受財産返還書（様式第8）を提出して広島県の承諾を得るものとします。

(6) 貸付料の返還

納付済みの貸付料は、返還いたしません。

(7) 自動販売機設置事業者の責任

ア 自動販売機設置事業者は、自動販売機設置に関する全ての事項について一切の責任を負うものとします。

イ 自動販売機設置に関して第三者に損害を与えた場合は、自動販売機設置事業者の責任及び負担において解決するものとします。

12 貸付物件一覧表

物件番号	学校（施設）及び所在地	貸付箇所	設置場所	設置種類	貸付場所	貸付面積	位置図
①	尾道東高等学校 尾道市東久保町 12-1	9 - 1	第一体育館前	缶・PET	土地	1.09 m ²	P. 7
	尾道北高等学校 尾道市長江三丁目 7-1	10 - 1	生徒ホール西側	缶・PET	土地	1.69 m ²	P. 8
	賀茂高等学校 東広島市西条西本町 16-22	24 - 2	同窓会館北側	缶・PET	土地	2.88 m ²	P. 15
	賀茂高等学校 東広島市西条西本町 16-22	24 - 3	同窓会館北側	缶・PET	土地	2.88 m ²	P. 15
	黒瀬高等学校 東広島市黒瀬町乃美尾 10001	44 - 1	食堂棟前	缶・PET	土地	2.00 m ²	P. 26
	福山工業高等学校 福山市野上町三丁目 9-2	82 - 3	53号棟北側	缶・PET	土地	1.50 m ²	P. 35
	大崎海星高等学校 豊田郡大崎上島町中野 3989-1	121 - 1	15号棟（特別教室棟）北側	缶・PET	土地	2.10 m ²	P. 42
	大崎海星高等学校 豊田郡大崎上島町中野 3989-1	121 - 2	体育館南側廊下	缶・PET	土地	2.10 m ²	P. 42
	広島創智学園中学校・高等学校 豊田郡大崎上島町大串 3137-2	127 - 1	寮管理棟	缶・PET	建物	1.83 m ²	P. 44
	物件番号①合計			9 箇所			
②	福山誠之館高等学校 福山市木之庄町六丁目 11-1	11 - 3	2号棟（本館）西側渡り廊下	缶・PET	建物	1.20 m ²	P. 9
	吉田高等学校 安芸高田市吉田町吉田 719-3	22 - 3	51号棟東北側	缶・PET	土地	1.32 m ²	P. 14
	上下高等学校 府中市上下町上下 566	35 - 1	灯油庫東側	缶・PET	土地	1.80 m ²	P. 19
	三次高等学校 三次市南畠敷町 155	36 - 5	三高会館南側	缶・PET	土地	1.62 m ²	P. 20
	日彰館高等学校 三次市吉舎町吉舎 293-2	43 - 3	売店前	缶・PET	土地	1.51 m ²	P. 25
	神辺旭高等学校 福山市神辺町徳田 75-1	64 - 2	3号棟東側	缶・PET	建物	1.40 m ²	P. 32
	府中東高等学校 府中市土生町 399-1	65 - 1	同窓会館西側	缶・PET	土地	1.60 m ²	P. 33
	福山工業高等学校 福山市野上町三丁目 9-2	82 - 1	53号棟北側	缶・PET	土地	1.60 m ²	P. 35
	三次青陵高等学校 三次市大田幸町 10656	84 - 1	同窓会館前右	缶・PET	土地	1.46 m ²	P. 37
	物件番号②合計			9 箇所			
③	福山葦陽高等学校 福山市久松台三丁目 1-1	12 - 1	校舎体育館渡り廊下	缶・PET	建物	1.97 m ²	P. 10

	世羅高等学校 世羅郡世羅町本郷 870	30 - 3	43号棟西側	缶・PET	土地	2.50 m ²	P. 16
	世羅高等学校 世羅郡世羅町本郷 870	30 - 5	43号棟西側	缶・PET	土地	2.50 m ²	P. 16
	三次高等学校 三次市南畠敷町 155	36 - 4	三高会館南側	缶・PET	土地	1.62 m ²	P. 20
	庄原格致高等学校 庄原市三日市町 515	37 - 1	生徒ホール入口	缶・PET	土地	1.30 m ²	P. 22
	神辺旭高等学校 福山市神辺町徳田 75-1	64 - 3	3号棟東側	缶・PET	建物	1.60 m ²	P. 32
	三次青陵高等学校 三次市大田幸町 10656	84 - 2	生徒玄関横	缶・PET	土地	1.46 m ²	P. 37
	庄原実業高等学校 庄原市西本町一丁目 24-34	91 - 3	渡り廊下東（南側）	缶・PET	建物	1.20 m ²	P. 38
	西城紫水高等学校 庄原市西城町西城 231-1	97 - 1	寄宿舎研修棟男子	缶・PET	建物	1.35 m ²	P. 39
	西城紫水高等学校 庄原市西城町西城 231-1	97 - 2	寄宿舎研修棟女子	缶・PET	建物	1.35 m ²	P. 39
	物件番号③合計			10箇所			
④	広島皆実高等学校 広島市南区出汐二丁目 4-76	1 - 2	同窓会館東側	缶・PET	土地	2.18 m ²	P. 2
	広島観音高等学校 広島市西区南観音 4-10	3 - 3	同窓会館西側	缶・PET	土地	1.70 m ²	P. 3
	音戸高等学校 吳市音戸町北隱渡一丁目 1-1	14 - 2	体育館東側	缶・PET	土地	1.98 m ²	P. 12
	廿日市高等学校 廿日市市桜尾三丁目 3-1	15 - 5	同窓会館南側	缶・PET	土地	1.04 m ²	P. 13
	五日市高等学校 広島市佐伯区観音台三丁目 15-1	49 - 2	管理教室棟北側中央	缶・PET	土地	2.21 m ²	P. 27
	高陽高等学校 広島市安佐北区真亀三丁目 22-1	56 - 3	教室棟西側	缶・PET	土地	1.49 m ²	P. 29
	熊野高等学校 安芸郡熊野町川角五丁目 9-1	57 - 1	食堂前	缶・PET	土地	1.89 m ²	P. 30
	広島工業高等学校 広島市南区出汐二丁目 4-75	81 - 2	食堂・売店前	缶・PET	土地	1.89 m ²	P. 34
	吳工業高等学校 吳市阿賀北二丁目 10-1	83 - 4	材料棟前渡り廊下	缶・PET	建物	1.80 m ²	P. 36
	物件番号④合計			9箇所			
⑤	三原高等学校 三原市宮沖四丁目 11-1	7 - 1	武道場西側	缶・PET	土地	1.70 m ²	P. 5
	尾道北高等学校 尾道市長江三丁目 7-1	10 - 3	生徒ホール西側	缶・PET	土地	1.32 m ²	P. 8
	尾道北高等学校	10 - 4	生徒ホール西側	缶・PET	土地	1.36 m ²	P. 8

	尾道市長江三丁目 7-1						
	福山誠之館高等学校 福山市木之庄町六丁目 11-1	11 - 4	5号棟（北館）食堂内	缶・PET	建物	1.50 m ²	P. 9
	福山葦陽高等学校 福山市久松台三丁目 1-1	12 - 2	校舎体育館渡り廊下	缶・PET	建物	1.97 m ²	P. 10
	賀茂高等学校 東広島市西条西本町 16-22	24 - 4	同窓会館北側	缶・PET	土地	2.88 m ²	P. 15
	府中高等学校 府中市出口町 898	33 - 3	体育館北側	缶・PET	土地	1.54 m ²	P. 18
	豊田高等学校 東広島市安芸津町小松原 1202-4	59 - 1	1階売店前	缶・PET	建物	1.62 m ²	P. 31
	物件番号⑤合計			8箇所			
	廿日市高等学校 廿日市市桜尾三丁目 3-1	15 - 4	同窓会館南側	缶・PET	土地	1.04 m ²	P. 13
⑥	府中高等学校 府中市出口町 898	33 - 2	体育館北側	缶・PET	土地	1.54 m ²	P. 18
	三次高等学校 三次市南畠敷町 155	36 - 6	三高会館南側	缶・PET	土地	1.35 m ²	P. 20
	三次高等学校 三次市南畠敷町 100-1	36 - 9	寄宿舎	缶・PET	建物	1.60 m ²	P. 21
	東城高等学校 庄原市東城町川西 476-2	38 - 1	食堂（すずかけ会館）南側	缶・PET	土地	1.94 m ²	P. 23
	神辺旭高等学校 福山市神辺町徳田 75-1	64 - 4	3号棟東側	缶・PET	建物	1.60 m ²	P. 32
	府中東高等学校 府中市土生町 399-1	65 - 2	同窓会館西側	缶・PET	土地	1.60 m ²	P. 33
	福山工業高等学校 福山市野上町三丁目 9-2	82 - 2	53号棟北側	缶・PET	土地	1.60 m ²	P. 35
	戸手高等学校 福山市新市町相方 200	122 - 2	1号館東側	缶・PET	土地	2.22 m ²	P. 43
	戸手高等学校 福山市新市町相方 200	122 - 4	1号館食堂内	缶・PET	建物	1.50 m ²	P. 43
	物件番号⑥合計			10箇所			
⑦	広島観音高等学校 広島市西区南観音 4-10	3 - 2	同窓会館西側	缶・PET	土地	1.80 m ²	P. 3
	海田高等学校 安芸郡海田町つくも町 1-60	13 - 4	中庭部室前	缶・PET	土地	2.52 m ²	P. 11
	五日市高等学校 広島市佐伯区観音台三丁目 15-1	49 - 1	管理教室棟北側中央	缶・PET	土地	2.21 m ²	P. 27
	五日市高等学校 広島市佐伯区観音台三丁目 15-1	49 - 4	管理教室棟北側中央	缶・PET	土地	2.21 m ²	P. 27
	高陽高等学校 広島市安佐北区真亀三丁目 22-1	56 - 4	教室棟西側	缶・PET	土地	1.49 m ²	P. 29

	熊野高等学校 安芸郡熊野町川角五丁目 9-1	57 - 2	食堂前	缶・PET	土地	2.16 m ²	P. 30
	広島工業高等学校 広島市南区出汐二丁目 4-75	81 - 3	食堂・売店前	缶・PET	土地	1.89 m ²	P. 34
	広島工業高等学校 広島市南区出汐二丁目 4-75	81 - 4	食堂・売店前	缶・PET	土地	1.35 m ²	P. 34
	広島中央特別支援学校 広島市東区戸坂千足二丁目 1-4	101 - 1	南校舎南側	缶・PET	土地	2.52 m ²	P. 40-41
	物件番号⑦合計			9 箇所			
	広島皆実高等学校 広島市南区出汐二丁目 4-76	1 - 3	同窓会館東側	紙パック	土地	1.61 m ²	P. 2
	広島観音高等学校 広島市西区南観音 4-10	3 - 4	同窓会館西側	紙パック	土地	1.10 m ²	P. 3
⑧	呉三津田高等学校 呉市山手一丁目 5-1	6 - 2	24号棟南側	紙パック	土地	1.22 m ²	P. 4
	音戸高等学校 呉市音戸町北隱渡一丁目 1-1	14 - 3	体育館東側	紙パック	土地	1.98 m ²	P. 12
	廿日市高等学校 廿日市市桜尾三丁目 3-1	15 - 1	同窓会館南側	紙パック	土地	0.72 m ²	P. 13
	賀茂高等学校 東広島市西条西本町 16-22	24 - 1	同窓会館北側	紙パック	土地	1.43 m ²	P. 15
	賀茂北高等学校 東広島市豊栄町乃美 632	41 - 1	19号棟西側	紙パック	土地	1.65 m ²	P. 24
	広島工業高等学校 広島市南区出汐二丁目 4-75	81 - 5	食堂・売店前	紙パック	土地	1.35 m ²	P. 34
	物件番号⑧合計			8 箇所			
	三原高等学校 三原市宮沖四丁目 11-1	7 - 2	武道場西側	紙パック	土地	1.10 m ²	P. 5
⑨	三原東高等学校 三原市中之町二丁目 7-1	8 - 3	格技場北側	紙パック	土地	1.68 m ²	P. 6
	尾道東高等学校 尾道市東久保町 12-1	9 - 2	第一体育館前	紙パック	土地	1.04 m ²	P. 7
	尾道東高等学校 尾道市東久保町 12-1	9 - 3	同窓会館横広場	紙パック	土地	1.28 m ²	P. 7
	尾道北高等学校 尾道市長江三丁目 7-1	10 - 2	生徒ホール西側	紙パック	土地	1.25 m ²	P. 8
	世羅高等学校 世羅郡世羅町本郷 870	30 - 1	43号棟南側	紙パック	土地	1.50 m ²	P. 16
	府中高等学校 府中市出口町 898	33 - 1	体育館北側	紙パック	土地	1.54 m ²	P. 18
	福山明王台高等学校 福山市明王台二丁目 4-1	54 - 1	中庭	紙パック	土地	1.40 m ²	P. 28
	府中東高等学校	65 - 3	同窓会館西側	紙パック	土地	1.60 m ²	P. 33

	府中市土生町 399-1						
	物件番号⑨合計			9 箇所			
⑩	三原東高等学校 三原市中之町二丁目 7-1	8 - 4	格技場北側	紙パック	土地	1.68 m ²	P. 6
	世羅高等学校 世羅郡世羅町本郷 870	30 - 4	43 号棟西側	紙パック	土地	2.00 m ²	P. 16
	沼南高等学校 福山市沼隈町下山南 4	32 - 3	本校中庭	紙パック	土地	1.50 m ²	P. 17
	福山明王台高等学校 福山市明王台二丁目 4-1	54 - 2	中庭	紙パック	土地	1.40 m ²	P. 28
	神辺旭高等学校 福山市神辺町徳田 75-1	64 - 1	3 号棟東側	紙パック	建物	1.30 m ²	P. 32
	府中東高等学校 府中市土生町 399-1	65 - 4	同窓会館西側	紙パック	土地	1.60 m ²	P. 33
	福山工業高等学校 福山市野上町三丁目 9-2	82 - 4	53 号棟北側	紙パック	土地	1.50 m ²	P. 35
	戸手高等学校 福山市新市町相方 200	122 - 1	1 号館東側	紙パック	土地	2.22 m ²	P. 43
	戸手高等学校 福山市新市町相方 200	122 - 5	1 号館食堂内	紙パック	建物	1.50 m ²	P. 43
	物件番号⑩合計			9 箇所			
⑪	広島皆実高等学校 広島市南区出汐二丁目 4-76	1 - 4	同窓会館東側	紙パック	土地	1.61 m ²	P. 2
	廿日市高等学校 廿日市市桜尾三丁目 3-1	15 - 2	同窓会館南側	紙パック	土地	0.72 m ²	P. 13
	賀茂北高等学校 東広島市豊栄町乃美 632	41 - 2	19 号棟西側	紙パック	土地	1.65 m ²	P. 24
	黒瀬高等学校 東広島市黒瀬町乃美尾 10001	44 - 2	食堂棟前	紙パック	土地	2.00 m ²	P. 26
	五日市高等学校 広島市佐伯区観音台三丁目 15-1	49 - 3	管理教室棟北側中央	紙パック	土地	1.50 m ²	P. 27
	広島工業高等学校 広島市南区出汐二丁目 4-75	81 - 6	食堂・売店前	紙パック	土地	1.35 m ²	P. 34
	物件番号⑪合計			6 箇所			
全物件合計				96 箇所			